

新しい原料原産地表示の見方

～ スーパーで買い物をする時、食品の表示についてどこを意識して見えていますか～

テレビや新聞で、頻繁に、賞味期限の印字、産地、アレルギーの表示誤り等が報道されています。

食品の表示は、消費者にとって、商品を選ぶ際に重要なポイントです。

昨年9月に、加工食品の原料原産地表示に関する食品表示基準が改正され、商品の製造・販売者は、さらに幅広く食品の原材料の産地表示をすることが義務付けられました。

(2022年3月31日までは、食品メーカーや販売者などの食品関連事業者等が原料原産地表示を行う準備をする猶予期間が設定されています。準備ができた商品から順次表示されます。)

輸入食品と外食を除くすべての加工食品について、**使用される1番多い原材料の産地を表示**します。表示は「**国別重量順**」が原則です。(従来どおり**輸入食品には原産国表示**をします。)わかりやすい事例で簡単にご説明します。一定のルールに従えば、以下の表記が可能です。

3種類のソーセージの違いがわかりますか？

例1

名 称：	ポークソーセージ (ウインナー)
原材料名：	豚肉(国産、アメリカ産)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料 (アミノ酸等)

【例1】は豚肉について、**原材料に、必ず、国産・アメリカ産を使用。配合は国産の割合が多い場合の表記。**

例2

名 称：	ポークソーセージ (ウインナー)
原材料名：	豚肉(国産又はアメリカ)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料 (アミノ酸等)

又は表示をする場合は、使用実績・計画等を枠外に表示します。

【例2】は豚肉について、**国産とアメリカ産の両方かどちらかを使用している場合の表記となり、5つのケースがあり、国産割合ゼロの場合もあります。**

- ①国産100%
- ②アメリカ産100%
- ③国産50%アメリカ産50%
- ④国産の配合がアメリカ産より多い
- ⑤アメリカ産の配合が国産より多い



例3

名 称：	ポークソーセージ (ウインナー)
原材料名：	豚肉(輸入)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料 (アミノ酸等)

【例3】は豚肉について、**3カ国以上の外国産豚肉を使用しており、原材料すべて外国産であることがわかる。生産国名はわからない。**



製造会社が、商品の製造時期毎に、同一の産地から安定して仕入れることができない等の理由と考えられます。

輸入品の場合、以下のように、製造国だけが表記されている場合があります。

例4

名 称：	清涼飲料水
原材料名：	りんご果汁(アメリカ製造)、果糖ぶどう糖液糖、. . . .

【例4】りんご果汁は、アメリカで製造されたことはわかる。りんごの産地はわからない。



例5

名 称：	清涼飲料水
原材料名：	りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、. . . .
原料原産地名：	アメリカ(りんご)

【例5】加工原料でも原料原産地がわかる場合は、商品に表記できます。



まとめ

今後は、食品に「〇〇製造」とか「輸入」とか「〇〇国又は〇〇国」といった表示が増えていきます。原料原産地が気になり、販売先の「お客様相談窓口」に問い合わせる際に、今回の記事をお役立てください。